

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 農業経営課

法令名	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律		法令番号	平成6年法律第46号	
手続名	農林漁業体験民宿業団体の指定		根拠条項	第32条	
審査基準	農林漁業体験民宿業団体の指定については、この法律、農林水産省令（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号））及び関係通達（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の運用について（平成17年12月1日17農振第1360号））に基づき指定するが、事例がないため、標準処理期間は設定しない。				
	受付機関	農業経営課	処理機関	農業経営課	交付機関
			標準処理期間	日	目次
			標準経由期間	日	No.
					2